

マイナンバーを記録したタブレットやノートPCはメーカー修理してもらえない？

板倉陽一郎（弁護士・ひかり総合法律事務所）

マイナンバーを記録した記憶装置は修理しない、という各社の修理規定

2016年5月から6月にかけて、インターネットメディアを中心に、マイナンバーを記録した記憶装置は修理しない、という各社の修理規定が話題となった¹⁾。

実際に何社かの修理規定を確認したところ、各社の規定にこのような修正が加えられたのは表-1に示すように、2015年12月から2016年1月にかけてであると見られる。

これらの修理規程は、要するに、①マイナンバーを記録した記憶装置は修理しない、②記憶装置の修理を依頼する際には、利用者において、マイナンバーが消去されているようにせよ、または含まれていないことを保証せよ、ということを主張している。

マイナンバーを記録した記憶装置の修理は個人番号利用事務等の委託にあたるか

なぜこのようなことになってしまうのであろうか。その原因は、個人情報保護委員会が公表しているQ&A（Q3-14およびA3-14）にあるようである²⁾。

富士通（株）の「富士通パーソナルコンピュータ修理規定」（2016年1月1日）	「対象機器の記憶装置（ハードディスク等）にマイナンバー（個人番号）が記憶されたデータがある場合には、修理をお受けできません。お客様は、修理をご依頼される前に、お客様の責任においてマイナンバー（個人番号）を消去していただくものとします。なお、修理および診断作業の過程で記憶装置（ハードディスク等）にマイナンバー（個人番号）が記憶されたデータが確認された場合には、修理を実施せずに、お預かりした対象機器をお客様に返却いたします」（11条2項）
（株）日本 HP のカスタマーレター、「マイナンバー法への対応について」（2015年12月10日）	【弊社の個人番号（マイナンバー）の取り扱い方針】 「弊社は、自ら実施する保守サービスにおいて個人番号（マイナンバー）関係事務又は利用事務の委託を受けることはございません。お取引条件書（…）などの約款にお客様の個人番号をその内容を含む電子データを取り扱わない旨を記載しております。また、個人番号（マイナンバー）を含む電子データが修理回収部品の記憶装置に内在する場合の扱いについても、弊社の方針に基づき、受領することを認めておりません」 【弊社保守サービス提供時のお願い】 「弊社製品の修理時に回収させていただくパーツ（記憶装置）についても、マイナンバー法に関する弊社の対応方針に準じていただく必要がございます。弊社にご返却頂く前に、修理返却パーツ（記憶装置）に個人番号（マイナンバー）が含まれないことをご確認くださいよう、ご協力お願いいたします」

表-1 各社の修理規定におけるマイナンバーの取り扱いに関する記述（傍線筆者）

Q3-14

特定個人情報を取り扱う情報システムの保守の全部又は一部に外部の事業者を活用している場合、番号法上の委託に該当しますか。また、外部の事業者が記録媒体等を持ち帰ることは、提供制限に違反しますか。

A3-14

当該保守サービスを提供する事業者がサービス内容の全部又は一部として個人番号をその内容を含む電子データを取り扱う場合には、個人番号関係事務又は個人番号利用事務の一部の委託に該当します。一方、単純なハードウェア・ソフトウェア保守サービスのみを行う場合で、契約条項によって当該事業者が個人番号をその内容を含む電子データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等には、個人番号関係事務又は個人番号利用事務の委託に該当しません。保守サービスを提供する事業者が、保守のため記録媒体等を持ち帰ることが想定される場合は、あらかじめ特定個人情報の保管を委託し、安全管理措置を確認する必要があります。

マイナンバーを記録した記憶装置の修理は、「特定個人情報（注：個人番号＝マイナンバーを含む個人情報）を取り扱う情報システムの保守」に該当する。そうすると、「外部の事業者」または「保守サービスを提供する事業者」としては、自分が行う作業が番号法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、いわゆるマイナンバー法、以下「番号法」という）における委託に該当するか、が関心ごとになる。

なぜなら、「番号法上の委託」に該当する場合、委託を受けた者も、個人番号利用事務実施者または個人番号関係事務実施者としての義務を負うからである（番号法2条12項および13項）。個人番号利用事務実施者または個人番号関係事務実施者の手足となっているに過ぎないとすれば、義務は課せられない。これは、記憶装置の修理を請け負う事業者にとっては重大な関心ごとになるの



である。なんとすれば、個人番号利用事務実施者または個人番号関係事務実施者としての義務を負うとなると、[ア]再委託の際に委託元の許諾が必要となり(番号法 10 条 1 項)、[イ]個人番号についての安全管理措置義務を負い(番号法 12 条)、[ウ]従業員等が特定個人情報ファイル提供罪等(番号法 48 条および 49 条)の対象になる上、法人処罰規定も適用され得る(番号法 57 条)等、番号法上の義務が加重されるからである。記憶装置の修理を再委託しているような場合に、修理を委託したものから毎回許諾を得るのは困難であるし([ア])、刑事罰のリスクについては可能な限り減らしたい([ウ])というのが通常であろう。かくして、記憶装置の修理を請け負う事業者としては、委託先に該当したくない、という反応を見せることになる。

マイナンバーを記録した記憶装置が修理されないという状況をどう改善するか

その結果、なぜ、「①マイナンバーを記録した記憶装置は修理しない、②記憶装置の修理を依頼する際には、利用者において、マイナンバーが消去されているようにせよ、または含まれていないことを保証せよ」ということになってしまったのか。個人情報保護委員会は、上記 Q&A を通じて、記憶装置の修理を請け負う事業者らに、そのようにしてほしかったのか。合理的に考えれば、個人番号および特定個人情報を保護することを任務とする個人情報保護委員会がそのようなことを意図するわけではない。マイナンバーが記録されたまま故障した記憶装置が専門家によって修理されないとすれば、素人による修理で滅失したり、不適切に廃棄されて流出したりといった事態を助長することになる。思うに、記憶装置の修理を請け負う事業者らは、「一方、単純なハードウェア・ソフトウェア保守サービスのみを行う場合で、契約条項によって当該事業者が個人番号をその内容に含む電子データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等には、個人番号関係事務又は個人番号利用事務の委託に該当しません」との個人情報保護委員会の回答を誤読しているのではないか。「契約条項によって当該事業者が個人番号をその内容に含む電子データを取り扱わない旨が定められて

おり」というのは、マイナンバーが記憶装置に含まれている場合は保守サービスを行わない、という契約条項を意味しない。マイナンバーが記憶装置に「含まれていても」、契約上(法的に)「取り扱わない」と定めていれば、物理的に取り扱っていても、番号法上の評価概念としては、委託ではない、と、このように読むべきであろう。要するに、契約上、「取り扱わない」と定めている(そしてそれが遵守される)ことが大事なのであって、そのように定めた上で、修理をしてください、というメッセージを読み間違えているのではないかという疑念がある^{3), 4)}。つまり、個人情報保護委員会は法的な意味で「取り扱わない」と記述しているのが、伝わっていないのではないか。

このように、Q&A が誤って受け取られているとすれば、個人情報保護委員会がすべきは、Q&A を修正することであろう。実際に、個人情報保護委員会は 2016 年 6 月 21 日付で Q3-14 および A3-14 を更新し、「個人番号関係事務又は個人番号利用事務の一部の委託」の例として「・個人番号を用いて情報システムの不具合を再現させ検証する場合」「・個人番号をキーワードとして情報を抽出する場合」を加筆した⁵⁾。これにより、単にマイナンバーが含まれた記憶装置を預かるだけでは「取扱い」に該当しないことは明らかになったといえる。読者諸氏は更新された Q&A を確認し、混乱されないよう、ご留意されたい。

参考文献

- 1) 大豆生田 崇志: News & Trend 「マイナンバーを記録したパソコンは修理できない」、PC 各社の修理規定が波紋、ITpro (2016 年 5 月 31 日), <http://itpro.nikkeibp.co.jp/atcl/column/14/346926/052900539/> (2016 年 6 月 14 日現在)。
- 2) 個人情報保護委員会: 「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」および「(別冊)金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に関する Q&A, p.8 (2014 年 12 月 11 日)(2016 年 4 月 26 日更新版)。
- 3) 板倉陽一郎、寺田麻佑: クラウド・コンピューティングの利用と個人情報の取扱いの委託に関する考察、情報処理学会研究報告電子化知的財産・社会基盤(EIP), Vol.1, pp.1-7 (2015)。
- 4) 日置巴美、板倉陽一郎: 平成 27 年改正個人情報保護法のしくみ、商事法務, pp.144-146 (2015)。
- 5) 個人情報保護委員会: 「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」及び「(別冊)金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に関する Q&A の更新 (2016 年 6 月 21 日)。

(2016 年 6 月 27 日受付)

板倉陽一郎(正会員) ■ itakura@hikari-law.com

2002 年慶應義塾大学総合政策学部卒業、2004 年京都大学大学院情報学研究科社会情報学専攻修士課程修了、2007 年慶應義塾大学法務研究科(法科大学院)修了。弁護士(ひかり総合法律事務所)。本会電子化知的財産・社会基盤研究会幹事。